

会 議 録 (要 旨)

| | |
|--|---|
| 会 議 名 | 武蔵村山市防災会議（令和3年度第1回会議） |
| 開 催 日 時 | 令和3年7月20日（金）（資料送付日） |
| 開 催 場 所 | 書面開催 |
| 出 席 者 （資料送付先） | 山崎市長（会長）、水谷委員、渡部委員、富田委員、野間委員、大石委員、福島委員、谷戸委員、小沼委員、高山委員、西山委員、遠藤委員、内野委員、藤田委員、伊東委員、堀上委員、井出委員、南委員、安彦委員、岩瀬委員、大谷委員、副市長、教育長、企画財政部長、健康福祉部長、都市整備部長、教育部長、協働推進課長、福祉総務課長、子ども子育て支援課長（計30名） |
| 議 題 | 1 武蔵村山市地域防災計画修正素案について 2 その他 |
| 結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。） | 議題1 武蔵村山市地域防災計画修正素案に対し、指摘等をいただき、これを基に修正を行うこととし、この案をもって意見公募（パブリックコメント）に臨むことについて承認をいただいた。 議題2 その他の意見等をいただいた。 |
| 審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は、一つにまとめ。） ○印=委員 ●印=事務局 | ※ 書面開催に当たっては、まず委員に「武蔵村山市地域防災計画修正素案」を送付し、委員から事務局に意見書を提出していただいた。なお、意見等に対する事務局の回答及び対応は、本会議録上で示すこととした。 議題1 武蔵村山市地域防災計画修正素案について 【説明要旨】 ● 令和3年度末を目途に修正する予定の武蔵村山市地域防災計画について、その修正素案に対する意見公募（パブリックコメント）を行うことに対する承認、及び当該修正素案に対する意見・指摘等をいただきたい。 【質疑・意見等】 ○ 震災編第1部第1章第1節の「2計画の前提」の本文中「男女双方の視点」は「多様な視点」に改めた方がよい。 ● 指摘のとおり修正する。 ○ 震災編第2部第4章第1節の「4(1)施設の安全化対策」の表上、市内に製造施設がないため「製造施設」の項は削除すべき。 ● 指摘のとおり修正する。 ○ 震災編第2部第5章第1節の「10その他出火防止のための査察・指導」の「(3) 製造所、・・・」の項目は削除してもらいたい。 ● 指摘のとおり修正する。 ○ 震災編第2部第7章第2節の「1自主防災組織等の役割」に、「在宅避難者等の把握やそれらの方々への避難所でのサービス・物資の提供」の内容を入れた方がよい。 |

- 文言を検討の上新規に項目を追加する。
- 震災編第2部第9章第1節の「1 防災意識の啓発」の本文(4)「性別による視点」を「性別等による多様な視点」に改めた方がよい。
- 指摘のとおり修正する。
- 震災編第3部第1章第2節の「市災対本部の構成及び職員」の表のうち、子ども子育て支援班の分掌事務(1)の「妊産婦」の次に「要支援児童」を入れた方がよい。
- 指摘のとおり修正する。
- 震災編第3部第4章第2節の「1-(1)-ア」の(ア)から(エ)までについて、次のとおり改めてもらいたい。
 - (ア) 環状7号線から都心方向への車両の通行禁止
 - (イ) 環状8号線内側から都心方向への車両通行の抑制
 - (ウ) 緊急自動車専用路の指定
 - (エ) 幹線道路の主要交差点における交通対策
- 指摘のとおり修正する。
- 震災編第3部第4章第2節の「1-(1)-イ」の内容について、次のとおり改めてもらいたい。

被害状況、道路状況等を勘案し緊急の必要が認められる場合（第一次交通規制実施後）に、災害応急対策を的確かつ円滑に実施する。

 - (ア) 緊急自動車専用路を優先して緊急交通路に指定し車両の通行禁止
 - (イ) 「緊急交通路指定予定路」から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の通行禁止
 - ① 新青梅街道
 - ② 芋窪街道
 - ③ 八王子武蔵村山線
- 指摘のとおり修正する。
- 震災編第3部第4章第2節の「1-(3)-ア」の内容について、次のとおり改めてもらいたい。

「幹線道路及び緊急交通路の配置指定交差点に要員を配置し、緊急車両の通行を確保する。」
- 指摘のとおり修正する。
- 震災編第3部第9章第4節の「1(4)消防のふれあいネットワークづくりの推進」を「地域が一体となった協力体制づくりの推進」に改めてもらいたい。
- 指摘のとおり修正する。
- 震災編第3部第9章第5節の「4 避難所等案内看板の整備」の本文に「市民特に高齢者や障害者等に分かりやすく」の文言を入れた方がよい。
- 指摘のとおり修正する。

- 風水害編第3部第2章第2節の「1 情報収集・伝達態勢」の表「北多摩西部消防署」の内容について、次のとおり改めてもらいたい。

「都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、消防署、消防出張所を通じて管内住民に周知する。」

- 指摘のとおり修正する。

- 風水害編第3部第5章第1節の「1 警備態勢」の表中2の内容について、次のとおり改めてもらいたい。

「2 風水害警備の態勢は、現場警備本部を設置して、所要の警備に当たるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、速やかに防災コーディネーターを武蔵村山市に派遣して、連絡体制を早期に確立するものとする。」

- 指摘のとおり修正する。

- 大規模事故編第2章第1節の「1 石油類施設(1)保安計画」の表中「ア」と「イ」の間に、次の項目を加えてもらいたい。

「イ 他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど類似事故防止のための措置を講じる。」

- 指摘のとおり修正し、従前の「イ」以降は繰り下げる。

- 全編を通じて「東京ガス」の表記不要の箇所がある。削除すべき。

- 指摘のとおり修正する。

- 各指摘等を修正素案に反映させることとする。また、修正素案について意見公募（パブリックコメント）に臨むことについて、反対の意見はなく、承認をいただいたものとして、今後当該手続を進めることとする。

議題2 その他

- 自立支援協議会からの意見として、「避難所に、障害者トイレ（多目的トイレ）があるかどうか、手話ができる人がいるか、それらの情報を避難所掲示板等に掲載されるかどうか。」「福祉避難所は障害種別に対応できるか。」など様々なものがある。社会的弱者に分かりやすいことは、市民にとってもよいことと思う。女性の意見、特に若い方の意見を積極的に聴いていくことが重要だと思う。

- 避難所の開設・運営については、令和2年度末に、円滑かつ速やかにこれを進めるためのマニュアルを市内2校の小学校の避難所におけるマニュアルを作成した。今後、全ての学校避難所でのマニュアル整備を進めていく予定であり、また、それに基づいた訓練も行っていく考えである。障害者をはじめとして女性や社会的弱者に対する配慮について、様々な課題があることは承知しており、今後のマニュアルの改善や訓練の場面において、様々な方面からの意見をいただきながら進めていく。

| | |
|--|--|
| | <p>○ 避難所運営マニュアルについて、文章だけでなく、理解しやすい簡潔な表記が必要に思う。災害が発生した場面では、冷静でいられない方々がこれを読むと思うので、簡潔・的確で、読みやすいデザイン（カラー表示、挿絵や画像の活用）での表示に努めてもらいたい。</p> <p>● 令和2年度末に初めて作成した避難所運営マニュアルは、今後も改善を重ね、よりよいものにしていく考えである。盛り込まなければならない情報は非常に多くある中で、避難所開設に携わる方が理解しやすい表記に努めることも必要であり、作成する中で悩ましい課題であった。試行錯誤を重ねながら、実際の災害の現場で役に立てられる内容となるよう努めていく。</p> |
|--|--|

| | |
|-------------|---|
| 会議の開示・非開示の別 | <p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 傍聴者： <u> 0</u>人</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>＊一部公開又は非公開とした理由</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div> |
|-------------|---|

| | |
|--------------|--|
| 会議録の開示・非開示の別 | <p><input checked="" type="checkbox"/> 開示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)</p> |
|--------------|--|

| | |
|-------|------------------|
| 庶務担当課 | 総務部防災安全課（内線：334） |
|-------|------------------|